

(別紙10)

農業土木プログラム修了判定委員会実施細則

(目的)

第1条 この規則は農業土木プログラム修了判定委員会規則第5条に基づき、規則の運用に必要な細目を定めるものである。

(委員会)

第2条 委員の任期は、原則として1年とし再任を妨げない。

(学習・教育到達目標達成の認定)

第3条 委員会は農業土木プログラムを修了した各学生が学習・教育到達目標を達成したことを、資料および必要に応じて面談によって総合的に判断し認定する。